

# 協同組合日専連桑名発行の『まるせん商品券』 払戻し手続きについて

平素は、協同組合日専連桑名が発行する『まるせん商品券』をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

このたび、協同組合日専連桑名が過去に発行しました商品券につきましては、令和2年7月31日（金）をもって、取り扱いを終了させていただきました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記のとおり払戻し（現金との交換）をさせていただきますので、商品券をお持ちの皆様は、受付期間内にお申し出いただきたく存じます。

なお、受付期間にお申し出されない場合は、本払戻し手続きから除斥されますので、お早めにお手続きいただきますようお願い申し上げます。

お客様には大変お手数をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願い致します。

## ◆対象となる商品券の名称及び券額面

協同組合日専連桑名発行の商品券『まるせん商品券』



## ◆払戻し実施者

協同組合日専連桑名

## ◆払戻し申出期間

令和2年8月1日（土）から令和2年10月9日（金）まで

※受付期間内の午前9：00～午後5：00（土、日、祝日を除く）

## ◆払戻しの申出方法

上記の受付期間内に、協同組合日専連桑名に商品券をご持参の上、お申し出下さい。

また、諸事情によりお越しいただけない場合は、郵送による申出も受け付けますので、下記のお問合せ先にご連絡下さい。

## ◆払戻しの方法

券額面に応じた金額を現金にて払戻しさせていただきます。

## ◆お問合せ先

協同組合日専連桑名

〒511-0068（住所） 三重県桑名市中央町二丁目27番地

TEL 0594-22-1530（9：00～17：00、土・日・祝日を除く）